

## 原良団地等駐車場管理業務委託に係る一般競争入札公告

原良団地等駐車場管理業務委託について、一般競争入札を実施するので次のとおり公告します。

平成 31 年 2 月 4 日

鹿児島県住宅供給公社理事長

### 1 入札に付する事項

(1) 件名 原良団地等駐車場管理業務委託 [下記駐車場の管理業務委託]

駐 車 場 名	所 在 地	区画数
原良団地西第 1 駐車場	鹿児島市明和 2 丁目 2500-300 地内	3 5
原良団地西第 2 駐車場	鹿児島市明和 2 丁目 2500-342, 343 地内	1 8
原良団地西第 3 駐車場	鹿児島市明和 2 丁目 2500-300 地内	2 5
原良団地県営住宅前駐車場	鹿児島市明和 2 丁目 1800-627	2 8
冷水団地駐車場	鹿児島市西坂元町 2340-129	6
緑ヶ丘団地駐車場	鹿児島市岡之原町 241-50	7

(2) 委託する管理業務の内容

別紙原良団地等駐車場管理業務委託契約書のとおりとする。

### 2 入札執行者

鹿児島県住宅供給公社理事長

### 3 契約担当課

〒892-0838

鹿児島県鹿児島市新屋敷町 16 番 205 号

鹿児島県住宅供給公社管理課

電話番号 099-226-7832 F A X 番号 099-226-7370

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 鹿児島県住宅供給公社財務規程第 15 条の規定に該当しない者であること  
[同規定については、「18 その他」の(2)を参照のこと]
- (2) 現在鹿児島県内において駐車場管理業務を実施していること、または過去 3 年間に於いて駐車場の管理運営の実績を有していること
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
  - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
  - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
  - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

#### 5 入札参加資格の確認に関する事項

上記 4 の資格を有することを確認するため、(3) 提出する書類の①から③までの書類を順に綴ったもの及び 82 円切手を貼付した返信用封筒（定型長 3）を、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

(1) 受付期間

平成31年2月4日(月)から平成31年2月13日(水)までのそれぞれの日(鹿児島県住宅供給公社(以下「公社」という。)の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 受付場所

前記3の契約担当課に同じ

(3) 提出する書類

- ① 鹿児島県住宅供給公社財務規程第15条の規定に該当しない者であることを証する書類〔別紙「入札参加資格確認申請書」により提出のこと〕
- ② 現在鹿児島県内において駐車場管理業務を実施していること、または過去3年間において駐車場の管理運営の実績を有していること〔実績等を任意の書式で提出のこと〕
- ③ 4の(3)のアからケまでのいずれにも該当しない者であること〔別紙「誓約書」により提出のこと〕

(4) 入札参加資格確認申請書に係る結果通知

平成31年2月19日(火)までに入札参加資格確認通知書により通知する。

6 入札説明会

開催しない。

7 入札書の記載

- (1) 管理業務に要する費用は、別紙原良団地等駐車場管理業務委託契約書第7条第1項に規定しているとおり、収納した駐車場料の何パーセントとすることから、百分率で見積ることとしパーセント表示で記載(例:2.16パーセント)すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された百分率の100分の8に相当する割合を加算した割合をもって落札パーセントとするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積ったパーセントの108分の100に相当する百分率を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する百分率に小数点以下があるときは、少数点以下第4位の数字を切り捨てるものとする。

8 入札

入札に参加する者は、入札書を直接持参又は郵便若しくは信書便(配達を証明することができる郵便又は信書便とし、提出期限内に必着とする。)に

より、次のとおり提出すること。

(1) 入札書の提出期限

平成 31 年 2 月 22 日(金) 午後 5 時まで

(2) 入札書の提出場所

前記 3 の契約担当課に同じ

(3) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「平成 31 年 2 月 25 日開封〔原良団地等駐車場管理業務委託〕の入札書在中」と朱書きし、郵便又は信書便による入札の場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「平成 31 年 2 月 25 日開封〔原良団地等駐車場管理業務委託〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

(6) 入札において、不正行為の事実がある場合若しくはおそれがある場合又は入札参加者がいない場合又は天災その他やむを得ない理由による場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

9 最低制限率  
設定しない。

10 入札保証金  
免除する。

11 契約保証金  
免除する。

12 開札

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 開札の日時及び場所

- ① 日時  
平成 31 年 2 月 25 日(月) 午後 2 時
- ② 場所  
鹿児島県住宅供給公社 会議室

### 13 入札の無効

次の①から⑦までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- ③ 入札率が加除訂正されている入札書による入札
- ④ 入札要件の判明できない入札書，入札率以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- ⑤ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- ⑥ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

### 14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で，予定率の制限の範囲内で最低率をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同率の入札をした者が 2 者以上あるときは，直ちに当該入札者にくじを引かせ，落札者を決定するものとする。この場合において，当該入札者のうち開札に立ちあわない者又はくじを引かない者があるときは，これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 契約は，入札書に記載されている百分率の 100 分の 108 に相当する率で行うものとする。

### 15 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において落札者がいないときは，再度の入札を行う。この場合において，再度の入札は，入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で，郵便又は信書便入札を含む場合にあっては別に定める日時，場所において行う。

## 16 契約書作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書の案を提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約書の案を提出しないときは、その落札は効力を失う。

## 17 異議の申立て

入札した者は、入札後、公告、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、別紙原良団地等駐車場管理業務委託契約書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 4の(1)中の「鹿児島県住宅供給公社財務規程第15条」とは、次の規定をいう。

### <鹿児島県住宅供給公社財務規程第15条（抜粋）>

理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者〔一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者〕を参加させることができない。

2 理事長は、鹿児島県住宅供給公社又は鹿児島県を相手方とする契約等に関して次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① （省略）
- ② 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 第21条第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- (3) 契約期間は平成31年4月1日からとするが、駐車場管理業務の受託者への業務移行の期間については協議により定めるものとする。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (5) その他詳細不明な点については、鹿児島県住宅供給公社管理課(電話番号099-226-7832)に照会すること。